

令和4年度 第1回伊賀市都市計画審議会 議事録

1. 開催日 2022年(令和4年)10月4日(火)
2. 開催時刻 13時30分
3. 閉会時刻 15時30分
4. 開催場所 伊賀市役所本庁舎501会議室
5. 協議事項 伊賀市立地適正化計画 追補版(防災指針等)の中間案等
都市再生整備計画事業事後評価
その他 都市マスタープラン戦略アドバイザーの登用
6. 出席委員 (11名)
浦山委員、木下委員、岡山委員、前田委員、上田委員、田中委員、
森中委員、菊山委員、石山委員、荻田委員、松並委員
7. 欠席委員 (2名)
南出委員、高橋委員
8. 事務局 大森副市長、山本建設部長、堀川産業振興部次長、福田建設部次長、
川部都市計画課長、城開発指導室長、吉福主幹、藤森主査、
大門主任、山中主任、山川

----- 13時30分開会 -----

(事務局) 開会のあいさつ

(事務局) 議事の確認

(事務局) 審議会の公開についての確認

(事務局) 傍聴者の確認

傍聴者0人

(事務局) 会議録作成のための録音についての確認

(事務局) 資料確認

(事務局) 委員の紹介と出席の報告

〈議事〉

(1) 伊賀市立地適正化計画 追補版（防災指針等）の中間案について

(事務局) 説明

(会長) ご質問ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(委員) 追補版のご説明をいただきました。居住地域へ誘導するのは、災害に遭わないようにすることと同時に、コンパクトシティ化という政策誘導もあると考えた場合、伊賀市の総面積から居住に適した部分がどのぐらい制約を受けて、どのぐらい誘導の政策を受けるのか。広く住めない狭く住む というふうになることが、この資料からはつぶさに読み取れませんでした。例えば今が100%とするなら、100年に1回、1000年に1回ということを考えて誘導地区が10%あるいは20%ぐらい縮まったというイメージで結構ですでお伝えください。

(事務局) イメージですが、5%程度減少したのではないかと思います。

(委員) そうしますと、さほど窮屈な感じはしないと受け止めて良いだろうと思いましたが。それに続いて、政策誘導をしていく時に、自主条例の部分もありますが、伊賀市の人口の動態なり背景を考えていくと、必ず人口が増えるとは言い難く、どこの都市よりも人口が減少していくであろうことが見えています。従って規制・誘導という言葉が、伊賀地域のまちづくりに適しているかどうかということが疑問です。お尋ねしたいのは5%狭くなったけれども、果たして規制・誘導が伊賀市のまちづくりにプラスになるのかマイナスになるのか、ご所見をお伝えいただきたいと思います。

(事務局) 先ほど立地適正化計画の説明をさせていただきましたが、居住誘導区域外では、3戸以上（3区画以上）の住宅造成で届出が必要となります。逆に言えば、新たな住宅は居住誘導区域に建てて下さいという誘導政策でもあります。例えばマンション等で3戸以上が入る集合住宅を新たに造る場合は、居住誘導区域にしてくださいということを、緩やかに誘導しています。ただ土地利用条例の中では、既存の集落や開発団地であれば、今でも家を建てることは可能になっています。そういう面では立地適正化計画の追補版が出たとしても、必ずしも住宅建築に支障となる訳ではないという認識をしていただければと思います。まとめて建てる場合は居住誘導区域にお願いしたいのと、今ここに建てられるかどうかは、個別に考えていただきたいと思います。

(委員) ありがとうございます。ではその次に、伊賀市は多核連携型都市という言葉でまちづくりを考えていますが、都市機能の再構築という面と、先ほどの説明にあった災害になるべく遭わないまちづくりということになってきますと、周辺が山に囲まれた土地で、土砂災害や洪水が頻繁に起こり易いし、台風が来ると北や南の山合は避難勧告が出ることから、多核連携型という土地利用より

も、一点に集中していく方が、防災の意味ではリスクが低いと思いますが、多核連携型にこだわる理由はなぜでしょうか？

(事務局) おっしゃるように、多核連携型の都市構成というのは、昨年改定させていただいた都市マスタープランの、もうひとつ前の平成 22 年に策定した都市マスタープランでは、市町村合併が平成 16 年にされたことにより、新たな統一したまちづくりをしていかなければならないことからスタートしています。ですが、合併した旧町村からは、一つにまとめるよりも、それぞれに核を設けた場所、いわゆる旧町村役場周辺は地域拠点として残すべきではということになりました。さらに昨年改訂した都市マスタープランの中でも、支所周辺の位置付けが重要だということを地区説明会や都市マスタープランの策定委員からも議論が上がってきました。そこで暫くの間は、支所周辺地域を地域拠点エリアとして残そうということになりました。今後は人口減少等の動向を加味して見直しを検討していく必要はあると思っています。

(委員) 改めて確認しますと、今のご説明は事実と相反することではないのですね。

(事務局) はい。

(委員) 今回は特に追補版という観点で見えていかないといけません、自主条例が出来てちょうど 5 年目の見直しに差し掛かって、追補版が出てきたということから、改めてこの都市計画審議会でお尋ねします。約 4 年半、自主条例が出来てから今までの間で、特に旧上野は線引きがあり大変窮屈でしたし、旧阿山郡と名賀郡では土地利用は白字だったが、あえて条例の網がかかりました。振り返って、問題点や課題点、地域や各種団体からの意見や要望やクレームはありましたか？

(事務局) 運用して約 4 年半、窓口対応をさせていただく中で、いろいろな要望をいただいております。上野地区に関しては、もともとの用途地域が継続しておりますので変化はありませんが、市街化調整区域は、今まではかなり厳しい規制がはられておりました。それが土地利用条例の運用によって、インターチェンジ周辺や一定の集落形成がみられるところなど、土地に応じた用途を準用することにより、場所によっては従前よりも緩和しました。ですから、もともと市街化調整区域だったところの建築件数は上がっております。一方、旧の町村で、都市計画区域外のところが土地利用条例の対象になったため、かなり規制が厳しくなり、いろいろなご意見を頂戴しております。その中で、都市マスタープランの方針と整合を図りながら、今回の条例の見直しは基本的に緩和の方向で考えさせていただきました。

(委員) 例えば旧阿山の方からどのような意見要望がございましたか？

(事務局) 条例の施行によって、特に保全区域に指定されたところでは、市街化調整区域並みの規制をかけているため、今まで自由に住宅や店舗を建築出来たのに、そ

れが出来なくなったことについて、ご意見やお問い合わせを特に多く頂戴しました。

(委員) だからこの見直しによって、その規制を緩和しようということに繋がるのですね。しかしながら、先ほども申し上げたように周辺の山側手の部分は、土砂災害や洪水災害が起こるように思います。そうすると追補版の趣旨から読み取ると、さらにその周辺部というのは抑制していくべきだろうと思いますが、どうお考えでしょうか？

(事務局) ……。

(委員) 別の質問をするので、その間で考えておいてください。

伊賀神戸駅前周辺の誘導区域のハザードマップは、川上ダムの完成を想定しているものなのか、そうではないのかどちらでしょうか。

(事務局) 先の質問の回答をさせていただきます。山間部はもともと保全区域だったところが多いので規制は変わりませんが、今回の条例見直しの中で、山間部であっても既存の建屋については、用途変更という点で、例えば保全区域の空き家を用途変更する場合は、既存集落及びその周辺区域並みの用途変更を認めましょうという案を考えております。

(委員) なかなか規制と緩和というのは悩ましい部分はあると思います。9月定例会で市税収入が4.3%減少していたとのことでしたが、主な市税収入の一つは固定資産税ですから、なるべく土地をフル活用していただいたほうが、市税収入が増えるのは確かです。そうすると行政サービスの質の向上にも繋がると思います。追補版や自主条例の見直しを含めて、ブレーキとアクセルの加減は悩むところでしょうが、伊賀市としては、ブレーキとアクセルの加減の割合は同じくらいで踏んでおられるのか、それとも6対4でアクセルを吹かし気味なのか、基本的小お考えをお聞かせください。

(事務局) 今回の土地利用条例の見直しは、一つ目の視点として、上位計画である都市マスタープランの記載内容に基づいて、二つ目の視点として現行制度の課題も確認し、これらに対応する見直しを進めてまいりました。ですから現行制度については線引きを廃止して、土地利用条例で運用します。5年前はブレーキ(抑制)の方が強かったと思いますが、今回いろいろな課題を聞きまして、緩める方向で進めております。現行制度における課題の解決にあたりましては抽出の課題によりまして、規制と緩和(ブレーキとアクセル)があるとは思いますが、今回の見直しでは、概ね緩和の方針とさせていただきます。どの程度緩和するかという点については、都市マスタープランの内容と整合が図られる範囲の中で可能な限りの緩和をさせていただくと考えております。

(事務局) 先ほどの伊賀神戸駅前周辺の誘導区域のハザードマップは、川上ダムの完成を想定しているものなのか、そうではないのかというご質問について防災危機

対策局に問い合わせいたしました。洪水浸水想定区域の考え方につきましては、先ほど開発指導室長が申しあげました通り、想定最大規模の降雨ということなので、これは国の管理の河川と県管理の河川によって若干数値は異なりますが、実際は9時間の総雨量、例えば資料1の8ページにあるように、木津川なら453mmの降雨の想定でどこまで浸水するのかを想定しております。ですので、ダムの貯水を放流するか否かではなくて、その時間帯に降った雨量により洪水浸水想定区域を決めているということなので、ダムが有ろうが無かろうがこの数値の中には入っていないという位置付けでございます。

(会長) ほかに質問はございませんか。

(委員) 40ページの上野居住誘導区域の地図で、北平野土地区画整理事業地と上野卸商業団地は浸水想定区域があり、浸水深0.5m以上又は家屋倒壊等氾濫区域が含まれています。ですがここは災害対策重要地区で、同時に災害リスクに対する施策をとっていかうということと理解をしました。そしてその災害リスク対応のメニューが51ページにあるということですね。このように建設部の計画で災害対策重要地区に位置付けましたというのはわかりますが、実際に災害リスクに対応した施策の中から、どのメニューをどの地区に対して対応するかについては、どのようになっていますか？例えば北平野ならどんなメニューで対応するというのを、どのように決めていくのか教えていただけますか。

(事務局) 51ページに記載してありますように、ハード事業としては河川等の整備（河道の掘削・浚渫）で、ソフト面につきましてはハザードマップ等の周知が考えられます。現時点で北平野に対しては、このような取り組みをするというような具体的ものはまだ決まっておきませんので、ハードソフト両面から対策を考えたいと思います。

(委員) 河道の掘削というのは、北平野だけではなくこの流域全部の為の事業ですし、ハザードマップについても地域全体で取り組んでいくことだと思います。ということは、災害対策重要地区に位置付けたけれど、地区に対して対策が紐付いていない状態になると、それはただ居住誘導区域のまま残したに過ぎなくて、個々の地域のリスクは残ったままになってしまうのではないのでしょうか？

(事務局) 現時点では、リスクは残ったままの状態です。

(委員) 服部川を浚渫したら水が掃けていくのでは。矢谷川から掃けていくのでは。

(事務局) 矢谷川は県の管轄ですので、県の方で下流部のヤマダ電機辺りを随時浚渫していただいております。昨年度はひざこの裏手を行うなど、順次整備計画に従って進めていただいております。区画整理事業は面整備ですので指針に応じた形で整備しておりますし、ソフトについても住民の方の意見を伺い啓発してい

きたいと思います。

(委員) ということは、ハードの面では進んで行くので、何年か後には問題が解決されていくのは分かりますが、それまでの間ソフトで持たさなければいけませんよね。担当部局は防災なのかも知れませんが、地区と連携してソフト面を強化しないと、居住誘導区域としてリスクが残ったままの時期が何年かあるということになってしまいます。それは良くないことだと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) まちづくりの観点とハザードマップの観点を分けて考えていただきたいのですが。

(委員) 答えになっていないのでは。

(委員) 町に人が住んでいて、これからも居住誘導区域のままなので、どんどん人が引越してきますけれど、どうされるのでしょうか？

(事務局) 北平野土地区画整理事業地は組合施行で行っていたものの、市の方でも都市計画決定をして、ここに人を集めようとしてきた経緯があります。当然、当時は洪水浸水想定区域ではなく、市街地の周辺地域ということで、ゆめが丘のようにしていこうという施策を行ってきました。市も一定嚙んだ中で誘導してきたエリアですが、このご時世で、浸水想定区域の見直しがされたこともあり、0.5m以上の浸水区域が増えてきました。地震等による土砂災害については予期せぬところもあるかと思いますが、今回は浸水想定ですので、台風や降雨量は事前にある程度予想が出来ると思います。数時間後に大雨が降るという予想があった時に、国土強靱化計画や防災計画と合わせて、早めに高齢者を避難させるような施策や、いざという時に避難するための防災訓練などをすることが、ソフト面だと思っております。あくまで立地適正化計画に防災指針として位置付けるだけに終わらず、市の全セクションと共有しながら必要な施策として取り組んでいく必要があると思います。

(事務局) 中心市街地については、今まで下水道整備をする中で、雨水も含めて総合対策をしようとしたのですが、結果的に合併浄化槽になり、雨水だけ飛んでしまいました。今後下水道では、雨水の総合管理計画を作っていくことになると思います。まだ内容はこれからということで、ハード面では中央部だけ残っているのは事実です。残念ですが早期対策を考えていこうと思います。その間ソフト事業をどのように表していくかですが、危機管理を中心に事前の避難などによりソフトの充実をしていく必要があると思います。

(委員) ありがとうございます。通常の事業で進めていただくことも、今までの経緯もあって居住誘導区域としていくことは納得しておりますが、早く避難するとか、災害弱者の方が優先して避難できるようなソフトを充実させるということは、他の地区と一様にされては良くない。居住誘導区域にしたからにはそれ

なりの責任があり、その部分は防災担当部局に働きかけて連携をとりながら、この地区で重点的に進めてもらうことが重要だと思います。連携はどのようにとられているのでしょうか。

(事務局) 今のところ、防災と建設部だけで会議や組織はございませんが、これは全庁で考えていく必要がありますので、例えば、災害対策本部等で関係各課と協議し、新たなものを作成する可能性もありうると思います。

(委員) わかりました。ありがとうございます。通常基準と違うが、敢えてそこを居住誘導区域にするという判断をしたわけですので、住民へのソフト面の指導はしっかり行っていただきたいと思います。

(委員) 防災指針ということで、災害を防ぐということから避難誘導の場所などがあると思います。しかし、大雨が降ると、服部川・木津川・柘植川の三つの川に水が流れてきて敷地が浸かってくる。一旦水が出るとなぜ災害が起こるのかというと、間知ブロックの一つの排水穴に圧力がかかり堤防が飛んでしまうからです。普段その堤防のチェックを誰がするのでしょうか。いくら河川を改修しても、立地適正化計画で避難区域を設定したとしても駄目なのです。1箇所も堤防決壊で浸水の恐れがあるので、普段からの堤防のチェック機能をどのようにするのか、都市計画の防災指針の見直しで大切な部分だと思います。市議会などでも意見が出るとは思いますし、今ここで決める時間ありませんが、チェックすべき堤防の色分けくらいはした方が絶対に良いと思います。私の意見として言わせていただきますので、行政の指針に反映していただければと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) 回答はよろしいですか。

(委員) 回答してもらうのは大変ですので、よろしいです。ついでに回答なしで良いのでもう一点言わせてください。先ほどから、都市計画の網掛けがどうか、というお話をされていましたが、上野市は20年前に網掛けをしましたが、その後合併しましたよね。そうすると網掛けしているところとしていないところがあるので、全部変えていかないと無理です。それと、行政の集計方法ですが、旧阿山郡・旧大山田村・旧青山とか、まだ昔の集計ありきの傾向が強いのではないのでしょうか。ある程度、伊賀市一本にして、集計方法も考え直さないと、いつまでたってもあちこちでしていたら何も前に進まない気がします。意見は以上です。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 私もこの地域に住んでおります。今、浚渫の事業もかなり進んでおりますが、この浚渫で出た土砂をどこへ搬入していくのか。土砂はかなりの量であり、名阪国道やコリドールに1日百台を超えるダンプカーが走っているが、この見通しはどのようにお考えでしょうか？今の議題に直接関係はありませんけれ

ど、先ほどハード面で話が出ていましたので、質問です。

(事務局) 浚渫の件は、二年前に一般質問でも言わせていただきましたが、一応5年計画で浚渫債を計上して進めております。伊賀市では5年で1億の浚渫計画をしておりましたが、今のところ3年が経過して6千万と順調に計画が進んでおります。建設事務所の所長もお見えですが、国も県も合わせて、起債がある時に、要望いただいたところをすべて浚渫する計画で進めさせていただいております。ただ運搬については、おっしゃるように、官ではないもので、民で調べていただいて、有料で捨てていただいているのが現状です。

(委員) まだまだ希望するところがあって、浚渫はハザードマップにも関係してくると思います。直接審議会には関係ないと思いますが、事業の目標値が80%というところで、少しだけ質問させていただきました。ありがとうございました。

(会長) 他にございませんか。

(委員) 先ほど委員がおっしゃったことの再度指摘になるかもしれませんが、51ページに誘導のために講ずる施策等が書いてあり、それ以降に書いてあるのは施策のメニューですよね。この追補版の肝になるのは50ページだと思いますが、そこに矢印で【災害対策重要地区】と書かれていて、災害対策重要地区に位置付けるところを示していますが、ここで何をするのが書かれていません。それで、計画書に対する意見として、例えば(3)として、災害対策重要地区における取組の方針という項目を作って書くべきだと思います。メニューを並べるだけで、どのような考え方で何をするのが書かれていないので、この施策メニューをどのような条件でどのように組立てるつもりなのか書くべきだと思います。コメントなので回答はいいです。

それから資料1-②伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部改正等についての3ページを見ていただきますと、都市マスタープランの変更に対応して条例を見直しすることが書いてありますが、それに対応して立地適正化計画も連動して見直すことになっていると思います。マスタープランで変わったところは、図の中央の右端辺りに赤いアンダーラインで書いてある知的対流拠点・災害対策重要地区・広域的医療福祉区域が新たに加わったので、立地適正化計画あるいは条例を見直すということになっていると思います。それで質問です。知的対流拠点はどこで何をするかというのはこれから検討するために場所が特定されていませので、計画に位置付けようが無いと思いますが、広域的医療福祉区域は、具体的に成和中学校跡地と書いてあり、これは追補版ではなく参考資料1-①立地適正化計画本編の都市機能誘導区域にあるべきではないと思います。立地適正化計画を簡単に言うと、都市の中の都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めるものが主な内容なのに、都市機能誘導区域に位置付けられていないのはなぜでしょうか。都市マスタープランを見ると

広域的医療福祉区域は名張の間にあり、この地域の医療福祉拠点に位置付けられているので、都市機能誘導区域に位置付けられて当然だと思いますが、そうでないのはなぜでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。今おっしゃっていただいた広域的医療福祉区域を昨年の都市マスタープランで位置付けさせていただきました。これは皆さまご承知の通り、岡波総合病院が移転する場所の周辺地域を示しております。実際、都市機能誘導区域は何かと言いますと、病院やスーパーマーケット等、都市に必要な施設を誘導していきましようというものです。その都市機能誘導区域を張ろうとしますと、そこに居住誘導区域を指定していかなければなりません。岡波総合病院が移転する広域的医療福祉区域については、伊賀市と名張市の中間で、交通整備されていて、将来的には定住自立圏も含めた広域的な医療が必要になってくると思います。そのことから成和中学校の跡地に着眼して病院の移転に合わせ、広域的医療福祉区域としての位置付けをしました。しかし都市機能誘導区域に何故しないのかということですが、まずは居住誘導区域を張らなければなりません。上之庄の周辺地域に人を集める必要性を考えたときに、そこを居住誘導するエリアとするよりも、広域的拠点や地域拠点に人を集める必要があるのではないかということから、居住誘導区域が張れない状況なので、都市機能誘導区域にも位置付けられないということになります。しかし土地利用条例の中では、そういったエリア周辺の土地利用については若干の緩和をしていく必要があると思います。

(会長) よろしいでしょうか。他にございませんか。たくさんのご意見をありがとうございます。長年の中で、各拠点というのは昨日今日できた訳ではないですし、最近の気候も非常に変わってきていて、ゲリラ的な降雨も多くなってきました。そうするとやはりいろいろな問題が起これ、今まで想定しなかった問題が連発してきます。降雨災害は降雨量にもよりますが、どれだけ早く水を流せるかが肝です。私も同じような職業をしているので思うのですが、先ほどもあったように、河川の堆積土砂の問題について根本的に考えたとき、伊賀は山が多いですが、荒れ放題です。きれいに整備されていると値打ちもありますが、一雨降るとすぐに土砂が流れ出てきて放っておくので、手が付けられなくなっているのが現状だと思います。しかも伊賀は最終的に淀川に流れますが、岩倉で狭くなっていますので、どうしても水が溜まり、過去何回も小田地区が浸水しているのもそこにあると思います。国交省等がそれなりの対策もされていますが、年々遊水地が無くなっています。コンクリートばかりになってきて、一時的に凌ぐ場所も、昔と同じ場所にあるものの、現実的に遊水地としての機能が無くなってきています。非常に難しく、全部考えるといくらお金があっても足りなくなりますので、バランス良く考えていただきたいです。今は都市機能に関する

る問題ですが総合的に考えないと結局どこかで矛盾点が出てきて、一からということになってきます。本日いただきましたご意見についてはパブリックコメントのご意見と合わせて事務局で精査していただきたいと思います。最終案を都市計画審議会へ諮問していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(2) 都市再生整備計画事業後評価について

(事務局) 説明

(会長) ご質問ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

(委員) 資料 2-② 5 ページの都市再生整備計画に記載した事業の実施状況で、当初計画と最終計画で事業費の単位が書かれておりません。百万円の単位だと思えますが。

(事務局) 申し訳ございません。百万円単位です、ありがとうございます。

(会長) 他にございませんか。

(委員) 資料は事前にいただきましたが、これでは不案内で、何を読み取りどのような意見を求めているのか分かりません。非常に困りました。困った理由の一つは、事業計画の目標がどこにあるのか、目標に対してどのような成果が出ているのかが分からず、読み取りが出来ませんでした。不要なのかも知れませんが、この様式の中に、事業の狙いを簡単にまとめて添付していただきたいです。それから事後評価の指標として施設利用者のアンケート結果が主な指標になっていますが、資料 2-①を見ると、アンケートしますとしか書いていなくて、対象は施設利用者というざっくりとした書き方です。例えば道を歩いている人に軒並みにアンケートを取ったのか、悉皆か抽出かも知れず、市民なのか観光者なのかも知れません。従ってこの主な評価指標であるアンケート結果は、いったい誰の意見を代表しているのかが分からないので非常に理解に困りました。特にこの事業は、街中に必要な道路基盤等を街環で整備することで、市民の誇りにも繋がるし、観光客が快適に歩けるということで、市民にとっても来訪者にとっても有益な事業だと思います。そこを分けて評価しないと、誰にとって効果があり誰にとって成果が見えないのかの分析も出来ません。分析されているのかもしれませんが、この資料を読んだだけでは分かりません。これが事後評価として妥当なのかどうかの意見を求められても非常に困りました。これが困った点の二つ目です。以上です。

(事務局) ご指摘の通りです。事後評価をするにあたりマニュアルなどを見直しますと、事前評価をして事後評価をするとなっておりますが、事前評価の時点で皆様にご意見を伺うことが無かったのが一つです。もう一つは、23 年度から 27 年

度まで行った事業の、事後評価の際に採ったアンケートの結果にプラスして、この事業での伸び率を測る指標が当時は設定されていたので、今回の事後評価のアンケートをする際に、ご指摘のように定性的なアンケートだけになっており、定量的なものを測る指標を新たに設定することが出来ませんでした。これは非常に反省点でありますので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。貴重なご意見をありがとうございます。

(会長) 他にございませんか。

(委員) 私もアンケートについてどのような意見を述べたらよいのか凄く困っておりました。その中で資料 2-②で 9 ページに基幹事業、各道路の美装化や施設の改修についての目標未達成の影響力(指標 1)があり、ここが、数値目標が達成出来なくてもある程度の効果を上げたと思われるとする△になっていて、その要因として分類Ⅲで外的な要因がありましたと書かれています。外的な要因で予見が不可能なのはコロナのことをおっしゃっていると思います。そうだと思いますが、総合所見として「施設、住環境の整備を中心に事業を実施したが、これらを活用したソフト面の取り組みの不足に加え、コロナ禍社会情勢の影響により・・・」となっているので、コロナ以外の要因もある程度意識されているのではと思いました。ソフト面の取り組みの不足とは、どのようなことをしてどのような認識をされているかを、教えていただけますか。

(事務局) 説明させていただいたように、この事業はハード面の整備がメインとなっております。ハードについては年度計画を立てて進めております。そこで出来た施設をどう使うかについて、芭蕉翁生家は出来たばかりですけれど、過去で言いますと赤井家住宅などはある程度利用があると思います。ですが観光ルートをいくつか作るとか施設同士を繋ぐ取り組みが不足していたということもありました。まちづくり協議会の中でもこのような施設をどう使っていくのが今後の課題ということも出ており、このようにお伝えさせていただいております。

(委員) わかりました。ありがとうございました。この事業のまとめとして、いろいろやってきたが、いわゆる「忍者回廊」のプロジェクトにこれを繋いでいこうと意識されていると思います。その様なときに、ハード面はもう事業計画が出来て着々と進んでいくと思いますが、ソフト面の取り組み不足の為に成果をあげられないのであれば、非常に残念なので、ここでの学びを次の事業に活かしていただきたいと思えます。以上です。

(会長) 他にございませんか。

(委員) どうしても数字が先行してしまいそうな気がします。目標に対して達成度がどうかという話だと思いますけれど。個人的な感覚だと、先ほど委員がおっしゃったプライド(市民の誇り)という部分の切り口から少し意見を申し上げます。

伊賀市に住んでいる市民、伊賀市近隣の住民、または観光客の方々から見て、例えばカラー舗装したことが、誇れるまちの再生なのかと思ったときに、決してそれだけが伊賀市のまちの再生に繋がっているのではないと思っています。ちらっと横を見ると崩れそうな家屋があり、またちらっと見るとシャッターが閉まったままの商店のようなものが多く点在しています。その様なことを、トータルで目標設定をしていただきたいと思います。例えば少しのエリアでもいいので、空き家や空き店舗が無くなってきた、人がそこで集うようになってきた、となるようにしていただきたいと思います。例えば、カラー舗装や歴史的な建造物の修繕をしたというだけに留まって、市民の満足度を測られても、プライドには繋がらないと私は思います。そのこの目標の設定の仕方を、もう一度ご検討いただくのも一つの方法であると思います。ご所見あれば伺いたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。今回説明させていただいたのはハード事業に対する事後評価ですが、市全体でいきますと当課で作成しております中心市街地活性化基本計画というものがあまして、ハードとソフト、官の事業も民の事業も合わせて載せていく計画です。こちらでは人口の増減や空き店舗件数、歩行者や自転車の通行量等の指標を設定しておりますので、次回このような計画を作ることがあれば、そういった指標も取り入れながら、ハードを作ったら終了とか整備だけしたらよいということではなく、それをどう使うかを踏まえて目標設定をしていきたいと思っています

(委員) 計画をしてそれに沿って実行していただかないといけません、その計画を振り返った時に、本当に大事なのでしょうか。Aという計画があるとして、これに基づいて事業をするので、県に補助金を申請するのは確かに大切だと思います。ですが、中心市街地の都市再生の観点から見たら、一つの方法では完成しない、二つ三つの方法であったとしてもなかなか完成しないし、ありとあらゆる角度から手を打っていかないとはいけません。本当に瀕死の状態のまちだと私は思っています。なので、事務局の計画に基づいた指標を出すということよりも、計画に基づいていながらも、もっとダイナミックな目標を置いていただくほうがよろしいのかと思います。これは意見として申し上げます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 今日は広域的医療福祉区域の区域設定のお話もされました。368号がまだ四車線化されていない。岡波病院へ北から来る方法については、大内橋の四車線化が喫緊の課題だと思います。また、伊賀一円を周っている全長90キロのコーリドール、これは農林省が造った道路ですけれども、非常に従来の道と交差するところが多く、アップダウンもきついということもあります。救急車が通る道となっているのに非常に危険個所が多い。その様に、一方は国道368号線、一方はコーリドールで、非常に周辺の事故が多いことについて行政はどのような考

えておられますか。また道路整備について、命を守る道となっておりますのでどのようなようになっておりますか。

(事務局) 今回の議題と離れますが、福祉的拠点という意見では 368 号も計画通りに進んでおり、コリドールにつきましてもより安全を考慮し、看板設置の計画もさせていただきますいております。今後も交通量などを見ながら管理していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

(委員) 岡波病院が出来ることによって、道路がどのような状況になるか、また南の方からの交通安全対策も万全にして、道も広げていただきたい。名阪の側道は市道に移管されていて、大内から守田インターまではまだ県道ですけれど、整備してほしいという要望も地域から上がっております。その辺も兼ねた交通安全対策もお願いいたします。

(会長) もう一度戻りまして、都市計画整備事業の事後評価について何かございませんか。それでは本日頂いたご意見と、10月11日(火)迄に事務局に届いた関連するご意見を最大限尊重して、事後評価をまとめていただければと思います。

3 都市マスタープラン戦略アドバイザーの登用について

(事務局) 説明

(会長) ありがとうございます。せっかくの機会ですので、全体的に何かご意見ございましたら、ご発言をお願い致します。

(委員) 立地適正化計画の中間案を出されましたけど、追補版というスタイルをとることが多いのでしょうか。新たに立地適正化計画を作るのであれば、防災指針を含めて1つとなるが、伊賀市の場合先行して立地適正化計画が作られていますので、こういう形ですけれども他の自治体でもこのように追補版というスタイルをとることが多いのでしょうか。

(事務局) 今回の立地適正化計画の一部見直しにつきましては、基本的には現行計画で進めて行くのですが、防災指針を今回追加するようということでしたので、基本はそのまま残しておきつつ、それに対となる防災指針を追補版として定めさせていただきました。

(委員) そういう事例は多いのでしょうか。

(事務局) 他市ではあまりそういう事例は無いと思います。

(委員) 他市では、改訂版を出す形が多いということでしょうか。伊賀市はこういうスタイルをとっているのですね。

(事務局) 事前に県と協議させていただいた結果、追補版という形でさせていただくことになりました。

(会長) よろしいですか。他に何かございませんか。

- (委員) 最後の報告、事項書の3その他には都市マスタープラン戦略アドバイザー登用についてとなっておりますが、資料3の一番下を見ると、広報公聴マーケティングアドバイザー谷さんとなっているのはどういう意味ですか？今回登用するのは、広報公聴マーケティングアドバイザー谷さんで、今後都市マスタープランについての登用を進めるという理解でよろしいのでしょうか。
- (事務局) この資料3は、市議会へ報告した書面をそのままコピーしてしまし、本来ならば都市マスタープランの戦略アドバイザーのところのみ抜粋させていただいたら良かったのですが、一緒に広報公聴マーケティングアドバイザーのところも入ってしまいややこしくなっていました。5のスケジュールをご覧いただくように、7月21日に、市長から委嘱させていただいており、1月末まで戦略アドバイザーとして、畠山さんにお手伝いをしていただいております。今も2週間に一度リモートで、どのような手法で広報戦略を立てていくか協議している途中です。従いまして、まだ戦略としては固まっておりませんが、次回の都市計画審議会、おそらく12月くらいだと思いますが、その頃には一定の方向性がある程度見えてくると考えております。今回はとりあえず、畠山さんという方に、都市マスター戦略アドバイザーになっていただきましたという紹介でございます。
- (委員) 都市マスタープラン戦略アドバイザーとのプランは、今から固まっていくのだなと理解しました。それで、参考資料の1-②の3ページに、今回改正された都市マスタープランでの新しい伊賀市の仕事と、どのように人材を高めていくのかという視点に立って、かなり重要な施策として取り上げた知的対流拠点があります。ぜひこれについても有益なアドバイザーになっていただけるように、今後の交渉をしていただきたいと期待しています。
- (事務局) おっしゃることはよく分かります。畠山さんは広告代理店にお勤めの経験もございまして、広報戦略に長けておられます。都市マスタープランの中身については、専門家の意見も必要になると思いますが、市民の方に広く知ってもらおうという観点で、戦略アドバイザーとしてお願いをしております。戦略方針が決まりましたら、またこの会で報告させていただいて、良いご意見をいただけたらと思います。
- (委員) 意見は固まった後で報告してもらうのも重要ですが、今後交渉するときに、知的対流拠点のような取り組みについてイメージを高めることや、広報の進め方を少し相談していただいて、有益なアドバイザーになっていただければいいと思います。これとこれをやって貰うことにしましたという報告を聞くだけではなくて、これから少し幅広く交渉していただきたい。都市マスタープランで知的対流拠点を提案していますが、どのように取り組んだらよいか課題も多いと思うので、アドバイザーに相談をしながら進めていただくと有

意義かと思えます。

(事務局) ありがとうございます。資料3の3にもあるように、無償でお手伝いをしていただいている位置付けです。それにあたっては株式会社 AnotherWorks に、あらかじめ、これとこれの戦略についてアドバイスいただける人材が必要と伝えて、募集をかけてもらっています。都市マスタープランの内容についての議論ではなく、あくまで作った都市マスタープランを幅広く周知するための方法に特化した方という位置付けです。都市マスタープランを実行するに当たって、必要なアドバイスをいただくということです。

(会長) 他にございませんか。

この件について、確かに委員のおっしゃるように、せっかくですので、出来るだけ濃い内容にするために計画を練るのも大切です。例えばパブリックコメントが始まりますが、気づいたら期間が過ぎてしまい、私のように関心を持っている者でさえ、意見を言う機会を逃してしまうことが多いです。大抵こういうことを考えるのは我々から上の世代ですが、これから伊賀をどうしていくか、若い世代の意見があまり吸収されずに出来上がっていくのは残念です。これから伊賀で暮らしていく若者の意見が、出来るだけ吸い上げられるようになれば非常に有り難いと思います。畠山さんにいろいろ忠告いただきながら、将来的には中身も合わせて考えて、チャンスがあれば生かしていただきたいと思えます。

他に無いようですので、本日の議題を終了いたします。

----- 15時30分審議会終了 -----

以上